

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和6年 9月 3日 石川県知事 殿	
提出者 住 所 石川県小松市長崎町甲118番地 氏 名 株式会社吉光組 代表取締役 吉光 岳文 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0761-24-5151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社吉光組
事業場の所在地	小松市長崎町甲118番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	308,823万円
③ 従業員数	58人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→全量処理委託(固化再生) がれき類→再生処理業者に委託して、再生砕石等として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、木材チップとして再資源化 又は処理委託(焼却) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず→全量処理委託(焼却) 金属くず→分類して有価物として焼却 石綿含有産業廃棄物→全量処理委託(埋立)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻）は分別し処分施設にて再資源化。石綿含有廃棄物についても他の廃棄物と混合しないよう適切に分別し処分施設にて処理している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類は土砂の付着等があるため再利用できるもの、できないもので分別し処理を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>			
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	がれき類
	排出量	286t	18t	5,481t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず
	排出量	96t	91t	27t
	産業廃棄物の種類	石膏ボード		
	排出量	19t		
	（これまでに実施した取組） ・工法の改善			
②計画	<b>【目標】</b>			
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	がれき類
	排出量	260t	10t	6300 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず
	排出量	50t	90t	20t
	産業廃棄物の種類	石膏ボード		
	排出量	10t		
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・廃プラ類を細分別化（再利用の有無で）			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	286t	18m3	5,481 t	96 t
	優良認定処理業者への処理委託量	286t	17t	4,905 t	66 t
	再生利用業者への処理委託量	286t	17t	5,431 t	66 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	石膏ボード	
	全処理委託量	91t	27t	19t	
	優良認定処理業者への処理委託量	67t	26t	12t	
	再生利用業者への処理委託量	64t	26t	12t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>がれき類はコンクリート殻（無筋）、コンクリート殻（有筋）、アスファルト殻で分別し再生事業者処理を委託している。</p>				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	260t	10t	6300 t	50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	260t	8t	5300t	40t
	再生利用業者への処理委託量	260t	6t	6200t	30t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	石膏ボード	
	全処理委託量	90t	20t	10t	
	優良認定処理業者への処理委託量	75t	20t	8t	
	再生利用業者への処理委託量	80t	20t	10t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェストを導入しているため、電子マニフェストに対応可能な処分業者を優先的に選定する。</li> <li>・現場からの排出がメインとなるため、運搬距離考慮しての選定にあるが、可能な限り優良認定処理業者を選定する。</li> <li>・再利用処理業者に委託できるように、可能な限り排出場所でも再利用の有無によって分別する。</li> </ul>				